

地域密着型サービス事業者の新規指定について

地域密着型サービス事業者において、新たに指定を行うにあたり、事業概要を報告し、委員の皆様にご意見をお伺いいたします。

<事業者指定を行う方針>

指定（案）	下記の事業所について指定の申請があったため、介護保険法の規定に基づき、指定を行うことを提案します。
指定の根拠	<p>(1) 地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定は、地域密着型（介護予防）サービス事業を行う者の申請により、地域密着型（介護予防）サービスの種類及び地域密着型（介護予防）サービス事業を行う事業所ごとに行う。（介護保険法（以下「法」という。）第78条の2第1項）</p> <p>(2) 指定を行うにあたり、法及び「多摩市指定地域密着型サービス基準条例」（以下「基準条例」という。）により規定された人員、設備及び運営に関する基準を満たしている。 （法第78条の4第1項及び第2項、多摩市条例第19号）</p>

<トレーニングスタジオ est. 多摩鶴牧 の概要>

サービス種類	地域密着型通所介護						
法人名	合同会社S L I S T						
事業所	名称	トレーニングスタジオ est. 多摩鶴牧					
	所在地	多摩市鶴牧5-1-1エステート鶴牧101					
職員体制 ※変動の可能性あり	【職員】 管理者（常勤1人）※ 介護従事者（常勤1人・非常勤1人）※ 機能訓練指導員（常勤1人）※ 生活相談員（非常勤1人） ※管理者・介護従事者・機能訓練指導員兼務						
定員	登録定員：10人 単位ごとの定員：①10人 ②10人						
運 営	【営業日・営業時間】 火・木・土 (①9:00～12:00②13:30～16:30)						
	【利用料】 1単位 10,720円						
		要介護 状態区分	単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
	介 護	要介護1	415/日	4,448円/日	445円/日	890円/日	1,335円/日
		要介護2	476/日	5,102円/日	511円/日	1,021円/日	1,531円/日
		要介護3	538/日	5,767円/日	577円/日	1,154円/日	1,731円/日
要介護4		598/日	6,410円/日	641円/日	1,282円/日	1,923円/日	
要介護5		661/日	7,085円/日	709円/日	1,417円/日	2,126円/日	
※上記の表は、基本料金を示しており、サービスや体制などにより、加算料金が発生します。							
指定予定日	令和6年1月1日（有効期間満了日 令和11年12月31日）（※1）						

【補足】※1）指定期間は6年間。指定有効期間満了時にサービスを継続する場合は、更新手続きを行い、指定更新を受けることで、サービスを継続することができます。

<人員及び設備に関する基準について>

基準条例の地域密着型通所介護において、人員及び設備などの基準を規定しています。指定を行うにあたり審査した主な内容は以下のとおりです。

基準	指定に係る審査項目	申請内容	審査結果	
1 人員に関する基準	(1) 従業者の員数			
		介護従業者 ※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤		
		① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上（常勤換算方式） ア 利用者の数が15人まで 1以上 イ 利用者の数が15人を超える場合 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上	ア 常勤及び非常勤を1名ずつ配置	○
		② 単位ごとに常時1名配置されること	単位ごとに常時1名配置	○
		生活相談員 ※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤		
		事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上（常勤換算方式）	専従非常勤1名配置	○
		機能訓練指導員		
		1以上	1名配置 ※管理者と介護従業者の兼務	○
		看護職員		
		単位ごとに専従で1以上	定員10名以下の地域密着型通所介護事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1名の配置で可。これにより、介護職員を配置したため看護職員不要となる。	○
	(2) 管理者			
	資格要件なし。原則専らその職務に従事する常勤の者1名。	常勤であり、機能訓練指導員・介護職員兼務のもの。	○	
2 設備に関する基準	(1) 設備及び備品等			
		① 食堂及び機能訓練室		
		ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 後日、介護保険課が現地を訪問し、確認します。 </div>	—
		イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。		—
	② 相談室			
	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	—		
3 運営に関する基準	(1) 運営規程			
		次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてあること。		
		① 事業の目的及び運営の方針	事業所の運営規程により、左記の①～⑩の項目が規定されていることを確認した。	○
		② 従業者の職種、員数及び職務の内容		○
	③ 営業日及び営業時間	○		

	④ 指定地域密着型通所介護の利用定員		○
	⑤ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額		○
	⑥ 通常の事業の実施地域		○
	⑦ サービス利用に当たっての留意事項		○
	⑧ 緊急時等における対応方法		○
	⑨ 非常災害対策		○
	⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項		○
	⑪ その他運営に関する重要事項		○
(2) 勤務体制の確保等 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めてあること。		勤務形態一覧表等において、確認した。	○
(3) 掲 示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。なお、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。		後日、介護保険課が現地を訪問し、確認します。	—
(4) 苦情処理 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が講じられていること。		利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口を当該事業所内に設置し、苦情及び相談を受け付ける体制が整備されている。	○
(5) 事故発生時の対応 事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行える措置を講じておくこと。		損害賠償保険に加入していることを確認した。	○
(6) 地域との連携 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置してあること。		構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、医療関係者、市職員又は地域包括支援センター職員、当該事業について知見を有する者として規定している。	○